

水道事業料金改定(案)及び 生活排水処理事業料金改定(案)

【概要版】

目次

水道事業料金改定(案)

改定理由	1
料金改定(案)の検討	4
1. 料金改定率の検討	
料金改定(案)の検討結果	5
料金改定(案)	6

生活排水処理事業料金改定(案)

生活排水処理事業の概要	7
改定理由	8
料金改定(案)の検討	10
料金改定(案)の検討結果	11
料金改定(案)	12

料金改定までのスケジュール

スケジュール	14
--------	----

水道事業料金改定(案)

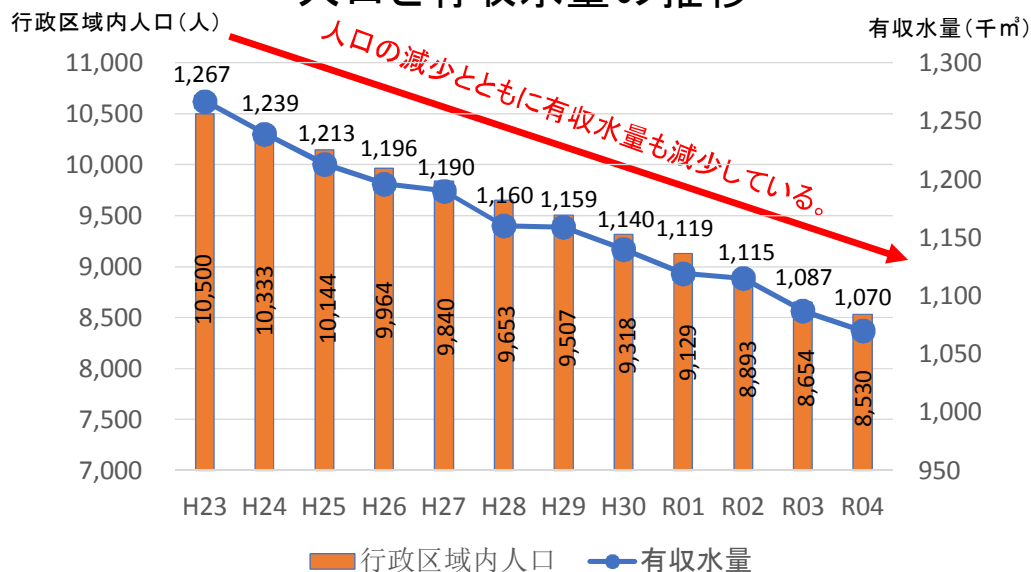
改定理由

本町は、東西に細長く高低差の大きい地形に、集落が点在しているため、多くの水道施設が必要となるとともに、水道管の延長も長くなっています。そのうち約41.8%は、法定耐用年数を超えており、老朽化が進んでいます。

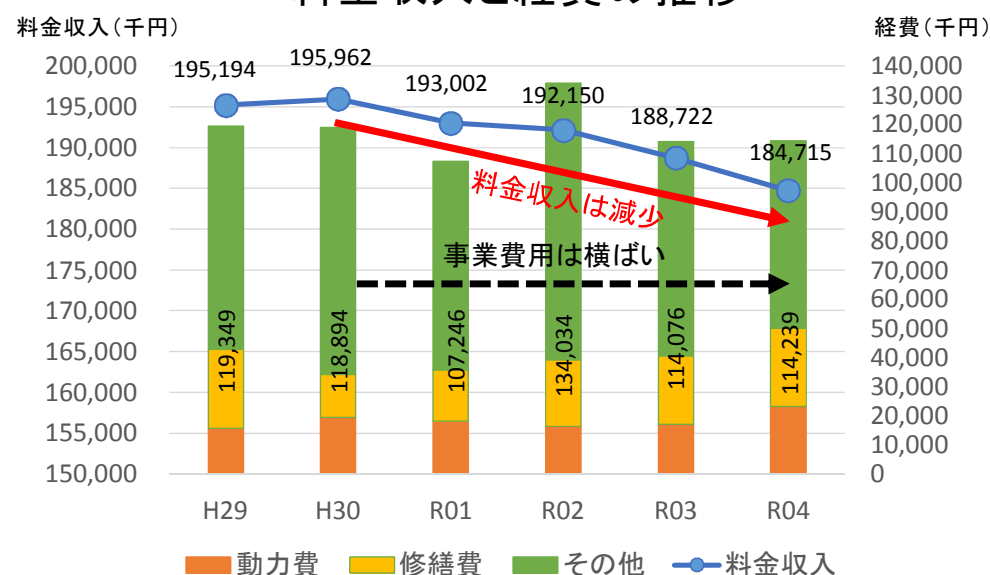
近年の電気料金を始めとする物価高騰や人口減少に伴う料金収入の減少などにより、経営状況は厳しくなっています。

また、老朽化が進む水道管の更新のための財源確保が課題となっています。

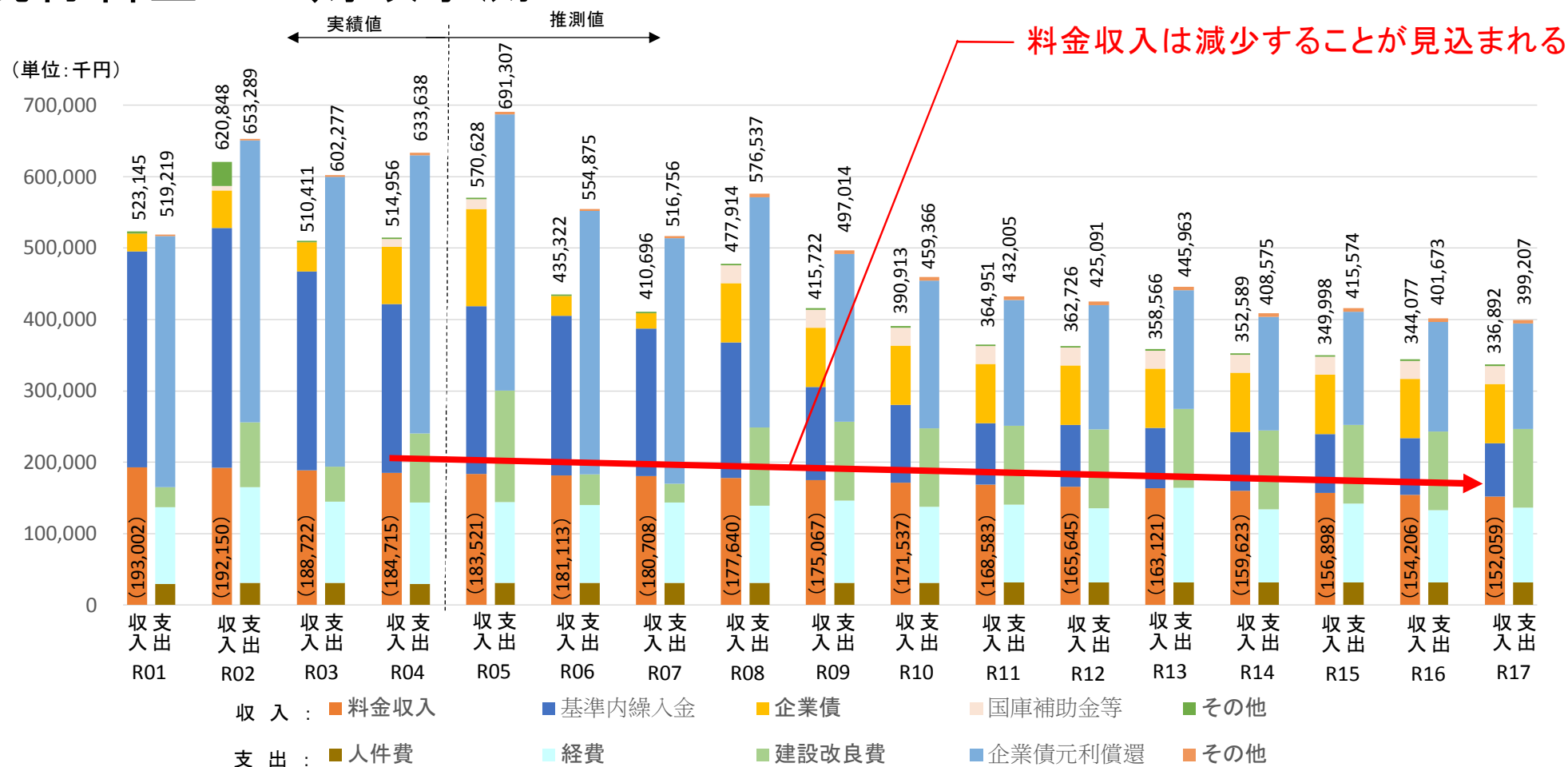
人口と有収水量の推移



料金収入と経費の推移



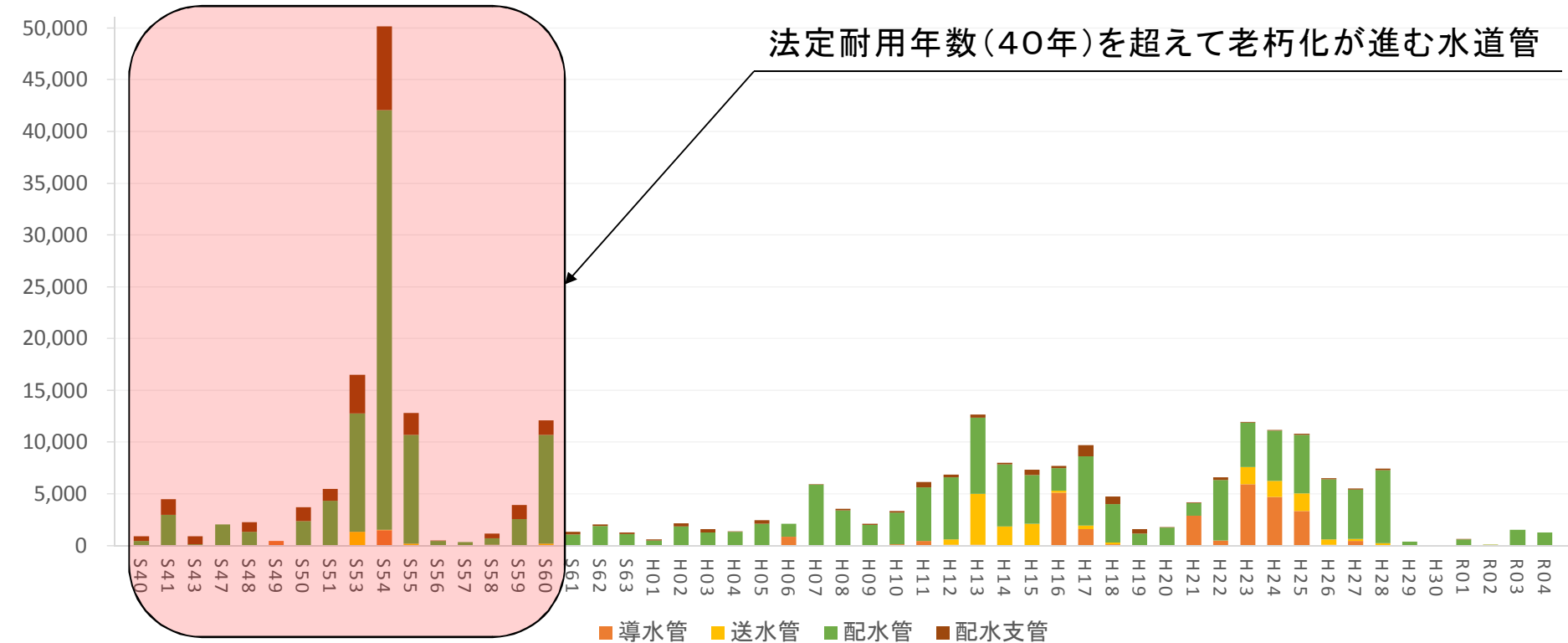
現行料金での財政予測



※町の人口減少及び節水機器の普及・高性能化などにより、料金収入は減少していくことが予測され、今後さらに厳しい経営状況になることが見込まれます。

管路の布設年度

管路延長(m)



管路の総延長約282kmのうち、約118kmは法定耐用年数を超えており、老朽化が進んでいます。

料金改定(案)の検討

1. 料金改定率の検討

	第1案	第2案	第3案
改定率	基本料金 8% 従量料金 10%	基本料金 17% 従量料金 22%	基本料金 25% 従量料金 22%
基本料金(税込み)(月額)	1,430円	1,540円	1,650円
従量料金(税込み)(月額)	217円	242円	242円
令和9年度推測値 (「高料金対策に要する経費」に対する一般会計からの基準内繰入が見込まれる年度)			
収入(千円)	500,286	517,790	529,498
支出(千円)	497,014	497,014	497,014
差額(千円)	3,272	20,776	32,404
考察	現金収支はほぼ均衡しますが、施設更新の財源確保をすることはできません。	施設更新にかかる財源を確保することが見込めます。	施設更新実施時における、国庫補助事業で交付率の良い事業の採択要件を満たすことができます。 (1/4→1/3)
検討結果	△	○	◎

料金改定(案)の検討結果

1. 料金改定率の検討結果

・料金改定の目的である水道事業の経営の改善及び老朽化する水道管更新の財源確保には、第2案(改定率:基本料金17%、従量料金22%)の料金改定を行えば、達成できると見込まれます。

しかし、水道管更新を行う際に活用を考えている国庫補助事業において、使用水量10m³あたりの1ヶ月の料金が、国より通知される平均料金より高くなることにより、交付率の良い(事業費の1/4→1/3)補助事業の採択を受けることができることから、使用者の負担は増加しますが、更新事業実施時に借入金を予定している企業債額を少なくすることができる**第3案(改定率:基本料金25%、従量料金22%)を料金改定(案)**とします。

2. 逦増型料金の検討結果

・逦増型料金について検討した結果、使用水量の少ない使用者の料金は低廉化されますが、使用水量の多い使用者の負担が大きくなります。本町では他市町のような大きな工場や大型商業施設もなく、逦増型を用いた場合、医療機関・高齢者福祉施設、畜産・養鶏事業者など、町民の日常生活に密接に関連する事業者や地域産業の担い手の方にさらなる負担を求めることとなります。

本町の地域実情を踏まえると従量料金体系は逦増型料金ではなく、1m³あたりの単価は使用量の多寡に関わらず均一である単純均一料金が望ましいと判断し、**料金改定(案)は単純均一料金**とします。

3. 検討結果

- ・料金体系:**2部料金制(基本料金＋従量料金)**……現行とおり
- ・従量料金:**単純均一料金**……現行とおり
- ・改定率:**第3案**……基本料金25%、従量料金22%

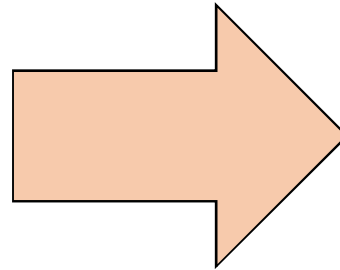
料金改定(案)

現 行

- ・2部料金制：基本料金＋従量料金
- ・従量料金：単純均一料金

月額料金(税込み)

	水量	水道料金
基本料金	10m ³ まで	1,320円
従量料金	超過分1m ³ あたり	198円



改定(案)

- ・2部料金制：基本料金＋従量料金
- ・従量料金：単純均一料金

月額料金(税込み)

	水量	水道料金
基本料金	10m ³ まで	1,650円
従量料金	超過分1m ³ あたり	242円

改定日は、令和7年4月1日を予定しています。

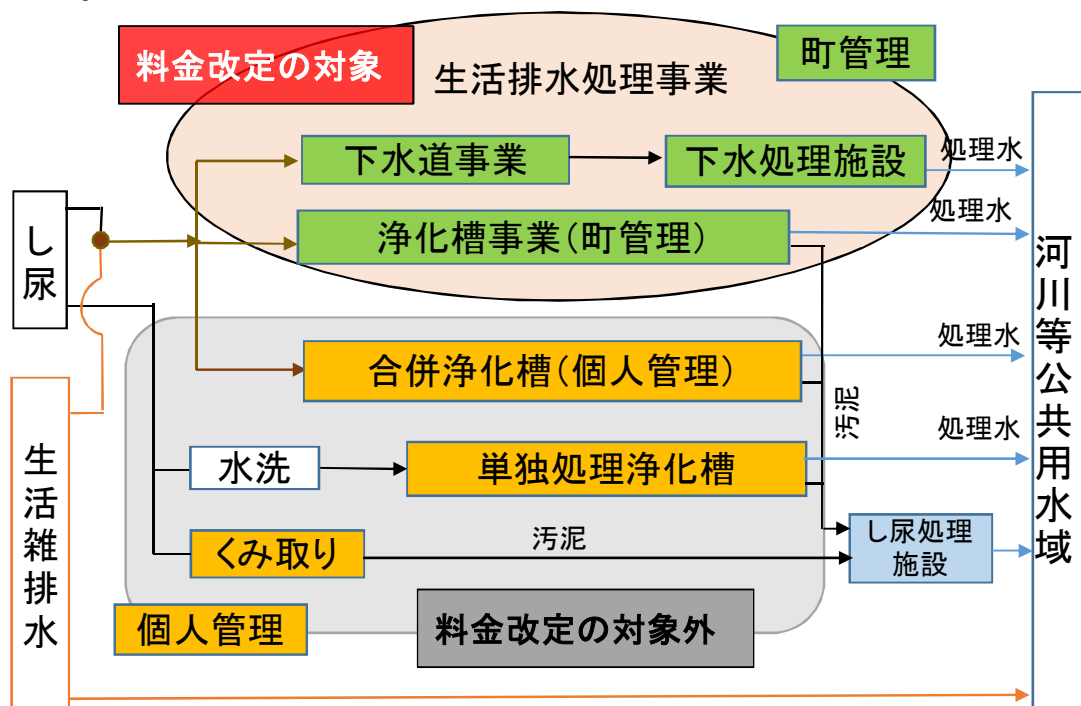
生活排水処理事業料金改定(案)

生活排水処理事業の概要

生活排水処理事業とは

し尿と生活雑排水を併せて処理し、住環境の改善と公共用水域の水質保全という機能を果たすため、町において下水道と浄化槽の整備及び運営を行う事業です。

町の生活排水処理の仕組み



区域別生活排水処理事業

下水道処理区域

下真手・上真手・本田木屋・小切畑
江馬・天ヶ瀬・菅木屋・清滝・藺・茂原

浄化槽処理促進区域

下水道処理区域以外

生活排水処理事業管理状況

令和6年3月31日現在

	世帯数	割合
生活排水処理事業	1,668	41%
個人管理(合併・単独・くみ取り)	2,379	59%
住基世帯数	4,047	

※浄化槽には町が管理する公共浄化槽と、個人が管理する浄化槽があります。

浄化槽の点検料や清掃料を直接お支払いしている方は、個人管理の浄化槽となります。

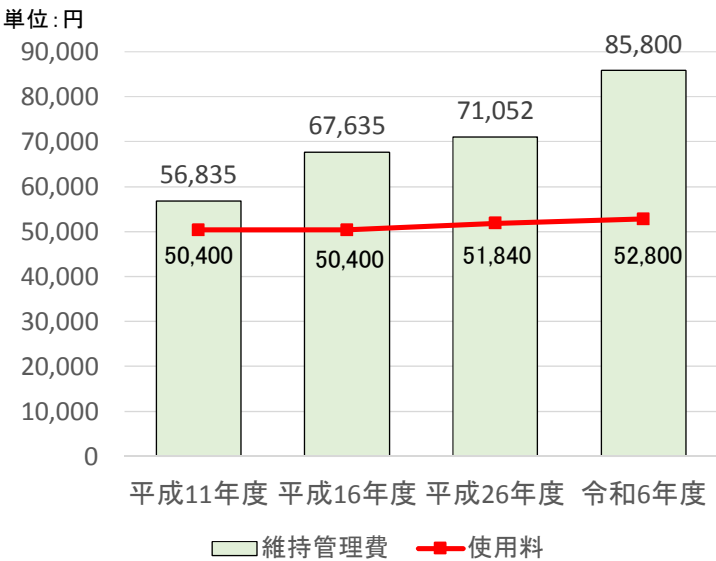
改定理由

近年の電気料金を始めとする物価の高騰、浄化槽の保守点検料、清掃料の値上がりなどにより、経営状況は厳しくなっています。

公共浄化槽事業については、一番小さな合併処理浄化槽(5人槽)の維持管理費にかかる最低限必要な費用でさえ、使用料でまかなえない状況となっています。

また、個人が管理する合併処理浄化槽の維持管理費用と公共浄化槽の使用料で、負担額のかい離が大きくなっていることから、公平な料金価格に見直す必要があります。

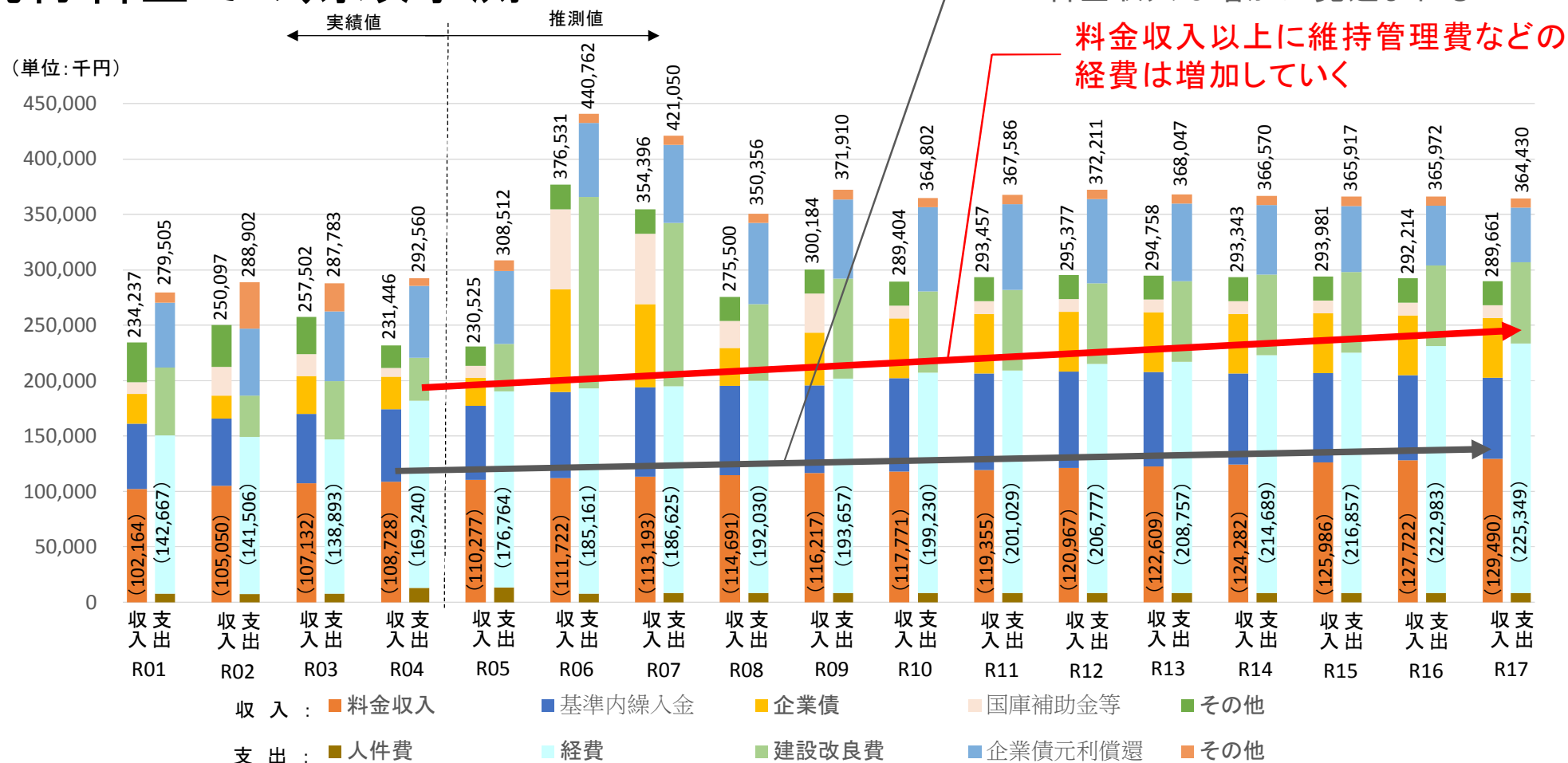
浄化槽(5人槽)1基当たりの年間使用料と維持管理費の推移



単位:円

年度	使用料 (年額)	維持管理費(年額)					
		合計 (1~5)	清掃費 (1)	保守点検費 (2)	法定点検費 (3)	電気代 返還費 (4)	消耗品費 (5)
平成11年度	50,400	56,835	31,395	16,500	5,000	—	3,940
平成16年度	50,400	67,635	31,395	16,500	3,800	12,000	3,940
平成26年度	51,840	71,052	37,260	13,932	3,800	12,000	4,060
令和6年度	52,800	85,800	48,070	17,490	4,100	12,000	4,140

現行料金での財政予測



※住宅の新築や改修により料金収入は増加すると予測していますが、施設の維持管理費などの経費が料金収入以上に増加していくため、今後さらに厳しい経営状況になることが見込まれます。

料金改定(案)の検討

	第1案(1,210円値上げ)	第2案(2,750円値上げ)	第3案(3,190円値上げ)
金額設定の考え方	下水道事業維持管理費と 下水道事業料金収入が 均衡する案	浄化槽5人槽維持管理費と 料金収入が均衡する案	生活排水処理事業の 維持管理費と料金収入が 均衡する案
改定率	27.5%	62.5%	72.5%
使用料(税込み)(月額)	5,610円	7,150円	7,590円
令和7年度推測値			
料金収入(単位:千円)	125,092	172,692	189,351
維持管理費(単位:千円)	186,625	186,625	186,625
差額	△61,533	△13,933	2,726
考察	浄化槽事業については維持 管理費に対して料金収入が 不足します。	現在の料金設定の考え方に 基づき算出した改定額であり、 使用者の負担軽減を考慮し た案となります。	料金水準として適正でありま すが、改定率72.5%、1か 月の使用料が7,590円と高額 となります。
検討結果	△	◎	○

料金改定(案)の検討結果

・生活排水処理事業は、荻原地区を中心とした下水道処理区域で公共下水道事業を、それ以外の区域を浄化槽処理促進区域として、公共浄化槽事業を運営しています。

公共下水道の使用料と公共浄化槽の使用料を別々とする、町民が住んでいる地域により、使用料に差が生まれ、公平性が損なわれるため**公共下水道と公共浄化槽の料金は同一料金**とします。

・生活排水処理事業として、適正な料金水準は第3案の3,190円値上げの改定であります。現在の料金設定の考え方である、浄化槽(5人槽)1基あたりの必要最低限の維持管理費用を使用料金とする**第2案の2,750円値上げを料金改定(案)**とします。

・一度に料金改定(案)の2,750円値上げを行えば、使用者の急激な負担増となるため、**5ヶ年で段階的に使用料を値上げ**することとします。

・現在公共浄化槽事業では、ブローアの電気代1年間分を使用者にまとめて返還していますが、電気代の返還を取りやめ、料金改定後は**電気代を差し引いた金額を使用料**とします。

料金改定(案)

公共下水道事業

現 行

月額料金(税込み)

	使用者数	使用料
基本料金	5人まで	4,400円
超過料金	5人以上1人あたり	550円

改定(案)

月額料金(税込み)

	使用者数	使用料
基本料金	5人まで	7,150円
超過料金	5人以上1人あたり	550円

公共浄化槽事業

現 行

月額料金(税込み)

	使用者数	使用料
基本料金	5人まで	4,400円
超過料金	5人以上1人あたり	550円

※ブローアの電気代について、月額1,000円以内で1年間分をまとめて返還しています。

改定(案)

月額料金(税込み)

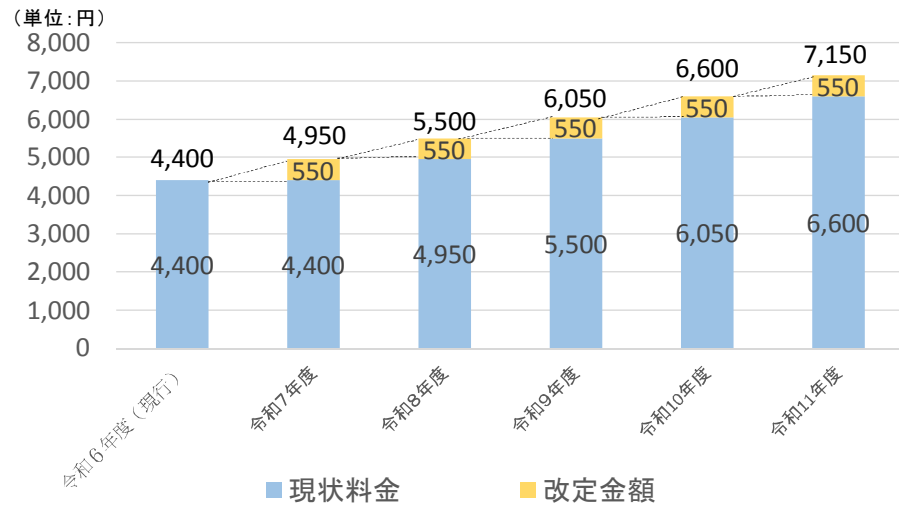
	使用者数	使用料
基本料金	5人まで	6,160円
超過料金	5人以上1人あたり	550円

※基本料金は、ブローアの電気代返還分990円を差し引いた金額を使用料とします。

改定日は、令和7年4月1日を予定しています。

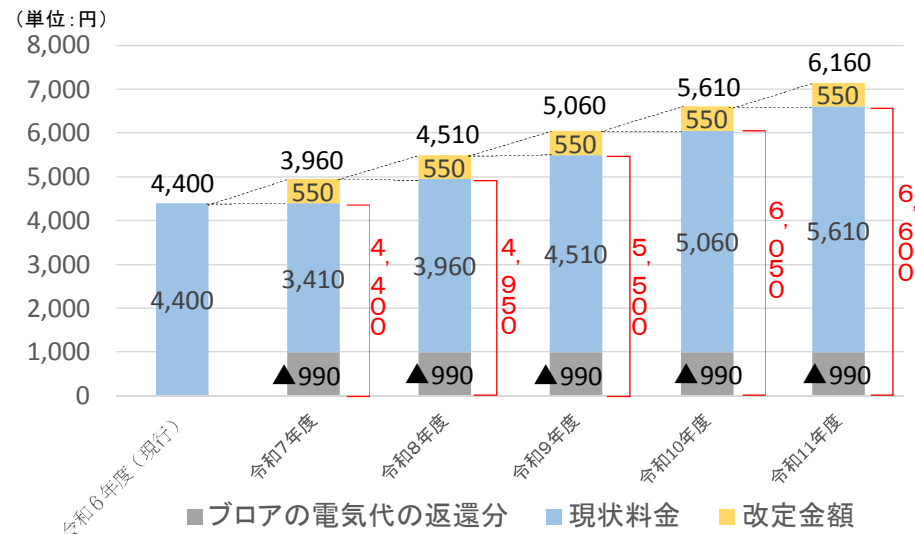
負担軽減期間の使用料(基本料金)(税込)(案)

公共下水道事業(月額)



年度	現行料金	改定額	改定後料金
令和6年度	4,400円	—	4,400円
令和7年度	4,400円	550円	4,950円
令和8年度	4,950円	550円	5,500円
令和9年度	5,500円	550円	6,050円
令和10年度	6,050円	550円	6,600円
令和11年度	6,600円	550円	7,150円

公共浄化槽事業(月額)



年度	現行料金	改定額	プロアの電気代返還額分	改定後料金
令和6年度	4,400円	—	—	4,400円
令和7年度	4,400円	550円	▲990円	3,960円
令和8年度	4,950円	550円	▲990円	4,510円
令和9年度	5,500円	550円	▲990円	5,060円
令和10年度	6,050円	550円	▲990円	5,610円
令和11年度	6,600円	550円	▲990円	6,160円

※プロアの電気代の返還はなくなります。

料金改定までのスケジュール

スケジュール

日 程	内 容
令和6年 7月17日	生活排水処理事業運営委員会及び区長会開催(以下、「運営委員会」という)宮川地域 議題:水道料金改定(案)及び生活排水処理事業料金改定(案)について(第1回)
令和6年 7月19日	運営委員会開催 大台地域 議題:水道料金改定及び生活排水処理事業料金改定について(第1回)
令和6年 8月 7日	水道料金改定(案)及び生活排水処理事業料金改定(案)について、議会全員協議会において協議(第1回)
令和6年 9月26日	運営委員会開催 宮川地域 議題:水道料金改定及び生活排水処理事業料金改定について(第2回)
令和6年 9月27日	運営委員会開催 大台地域 議題:水道料金改定及び生活排水処理事業料金改定について(第2回)
令和6年10月15日	水道料金改定(案)及び生活排水処理事業料金改定(案)について、議会全員協議会において協議(第2回)
令和6年10月22日～11月12日(今回)	パブリックコメント募集(回覧および町ホームページで周知)
令和6年11月下旬(予定)	水道料金改定(案)及び生活排水処理事業料金改定(案)について、区長連絡員会議において報告
令和6年12月(予定)	12月議会へ水道料金改定及び生活排水処理事業料金改定議案提出、議会審議
令和7年 1月～(予定)	水道料金改定及び生活排水処理事業料金改定内容について、町民等への周知実施
令和7年 4月 1日(予定)	料金改定日(水道料金及び生活排水処理事業料金) ※以降、おおむね5年毎に料金の見直しを実施予定